

令和6年10月1日から郵便料金が変わりますのでご注意ください。

<無線局免許申請書等に同封する返信用封筒の切手料金について>

申請の内容によって、当局における処理期間が異なるため、以下の通りの対応をお願いいたします。

・免許申請の場合

令和6年9月13日以前に投函するものは旧料金

令和6年9月14日以降に投函するものは新料金

・再免許申請の場合

免許の有効期間満了の日が令和6年10月31日以前のもものは旧料金

免許の有効期間満了の日が令和6年11月1日以降のもものは新料金

※再免許の申請は、免許の有効期間満了前3ヶ月以上、6ヶ月を超えない期間内に行う必要がありますので、申請受付期間に注意してください。（電子申請の場合は申請期間が異なります。）

例：有効期限が令和6年11月30日の場合

申請期間 令和6年6月1日から令和6年8月31日まで

・変更申請・届出の場合

免許申請と同様

<郵便料金改定概要>

| 種類 | 重量 | 旧料金 | 新料金 |
|-----------|---------|-------|-------|
| 定形郵便物 | 25g 以内 | 84 円 | 110 円 |
| | 50g 以内 | 94 円 | |
| 定形外郵便物規格内 | 50g 以内 | 120 円 | 140 円 |
| | 100g 以内 | 140 円 | 180 円 |